

令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務委託契約に係る
企画提案方式(プロポーザル方式)による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和6年2月19日
公益社団法人 香川県観光協会会長

I 企画競争の概要

- 1 委託業務名 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日(金)まで
※本公募にかかる業務委託契約は、当該契約に係る予算が香川県議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じます。
- 3 契約限度額 6,400,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)
- 4 業務内容 別添 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務仕様書のとおり
- 5 応募資格
委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号のすべてに該当するもの。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
 - (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた者。
 - (4) 香川県税等に滞納のない者。
 - (5) 業務実施に必要なノウハウや人員・体制を有すること。
 - (6) 公益社団法人香川県観光協会(以下「協会」という。)の会員であることが望ましい。

6 応募方法

(1) 参加申込書(様式1)及び応募資格要件に適合することを証明する書類((3)「提出物」参照、以下「参加申込書等」という。)を下記12「連絡・提出先」に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

(受付期間)令和6年2月19日(月)から令和6年2月28日(水)まで(土・日曜日を除く。)

(持参の場合の受付時間)8:30~12:00、13:00~17:15

(2) 応募資格要件に適合した者に限り、企画書を提出することができます。

(3) 提出物

①参加申込書(様式1) 1部

②地方自治体などからの受注及び実施実績書(様式4) 1部

③応募者の概要がわかる書類(様式任意) 1部

※ 会社案内、パンフレット等によることも可

④香川県税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 各1部

※1 企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。(写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)

※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用)を提出すること。

※3 所在地が香川県外の者であっても「香川県税等(すべての税目)に滞納のない旨の証明書」の提出は必要であるため十分に留意すること。

※4 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税の猶予制度の適用を受けている場合は、香川県税等については徴収猶予額を記載した「納税証明書」、また、法人税、消費税及び地方消費税については「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の提出をもって替えることができる。

⑤決算状況を明らかにする書類(直近3事業年度分) 1部

⑥登記事項証明書 1部

※ 企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。(写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)

7 応募資格要件の確認結果の通知

参加申込書等を提出した者全員に対し、令和6年3月4日(月)までに応募資格の確認結果をメールもしくはFAXにて通知します。

8 質問の回答方法

本企画競争に関する質問は、質問書(様式3)により、令和6年2月28日(水)までに下記12「連絡・提出先」へメールもしくはFAXにて提出してください。令和6年3月4日(月)までに、応募資格要件に適合する者全員にメールもしくはFAXにて回答します。また、下記12の場所において閲覧に供します。

※説明会は実施しません。

9 企画書の提出方法

企画書(様式任意)を下記12「連絡・提出先」に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

(受付期間)令和6年3月4日(月)から令和6年3月15日(金)まで(土・日曜日を除く。)

(持参の場合の受付時間)8:30~12:00、13:00~17:15

(1) 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務企画書 8部

(社名入り1部、社名なし7部)

※ 社名なしの企画書(7部)については、担当者名、実績等、社名が推測できる内容も記載しないようご注意ください。

(2) 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務見積書(様式任意) 8部

(社名入り1部、社名なし7部)

※ 1部は代表者の職氏名を記載の上、押印してください。ただし、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載する場合は、押印を省略することができます。

他7部は代表者の職氏名等の記載は不要です。

10 企画書の構成

Ⅱ-2「審査基準」と別添「令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務仕様書」に記載されている内容を踏まえ、以下の内容を含めた構成で企画書を作成してください。

①香川県の情報が首都圏のメディアに取り上げられるためのテーマやターゲット等の基本的な考え方を記載すること。

②下記の企画内容を含めること。

(ア) 香川県のこういった素材(観光地・体験・グルメ・アートなど)を、どのようにメディアに訴求するかの具体的な計画(ニュースリリースの作成・配信、メディア等への働きかけ等)を提示すること。

(イ) 栗林公園の「春のライトアップ」をフックとし、香川県の春観光テーマとしたニュースリリースのサンプルを2ページ程度作成し、提案すること。※あくまでも企画提案のためのニュースリリースであり、実際の配信を求めるものではない。

(ウ) 露出が期待できるメディア、特に強いリレーションを持っているメディアがあれば具体的に記載すること。また、それらの選定理由や基本情報(媒体名、視聴・読者層、視聴率・発行部数など)も説明すること。

(エ) 目標とする露出獲得数や広告換算額を提示すること。

③効果測定・進行管理についての考え方及び方法を記載すること。

④業務実施スケジュールを記載すること。

⑤実施体制(人数や特筆すべき点)などを記載すること。

11 失格事由

提出された企画書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が経費の上限額を上回るとき。

12 連絡・提出先

公益社団法人 香川県観光協会

(香川県観光振興課内) 田中、六車

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3379 FAX 087-835-5210 E-mail kankyo-hp@21kagawa.com

13 その他

- (1) 応募にあたっての必要な書類作成費は応募者の負担とし、応募書類は返却しません。また、提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。なお、協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 企画競争に応募した企業名等は、公表する場合があります。
- (3) 応募及び企画競争参加にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 採用された企画提案、デザインなどの著作権は、全て協会に帰属します。
- (5) 応募した後に辞退する事由が発生した場合には、辞退書(様式2)を上記 12「連絡・提出先」に持参又は郵送により提出してください。

II 企画競争の条件等

1 企画競争の実施方法【プロポーザル方式による】

申込者が4者以上となる場合、第一次審査として、「2 審査基準」に沿った事務局による企画書の書類審査を行い、全審査員の合計得点が高い3者を第一次審査通過とします。合計得点と同点となることにより上位3位が3者を超える場合は、同点となった者について、上位3位が決定するまで審査を行うものとします。ただし、提案数が3者以下の場合は、失格事由にあてはまらない限り、全て第一次審査通過とします。

第二次審査として、協会が実施する首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務企画競争審査会において、第一次審査を通過した応募者によるプレゼンテーションを実施し、契約候補者を選定します。

※企画競争審査会 令和6年3月27日(水)を予定しています。第一次審査結果通知、企画競争審査会の時間及び場所については、3月下旬を目途に、応募資格要件適合者に別途通知します。

2 審査基準

下記表の審査項目を5段階評価で採点した素点に、評価ウエイトを乗じたものを各項目の点数とし、全項目の点数を足したものをその応募者に対する審査員の点数とします。

審査項目		素点	ウエイト	点数	
①企画趣旨		● 委託者の意図を理解し、説得力のある企画コンセプトとなっているか。	5	× 3	15
②企画内容	ア	● 香川県に興味を惹きつけ、メディアに訴求する効果的な計画となっているか。	5	× 4	20
	イ	● サンプルニュースリリースは適切かつ魅力的に作成できているか。	5	× 4	20
	ウ	● 発信力の高いメディアリレーションがあり、効果的な情報発信が期待できるか。	5	× 3	15
	エ	● 意欲的な目標設定がされているか。	5	× 2	10
③効果測定・進行管理		● 効果測定・進行管理の方法は適切か。	5	× 2	10
④実施体制		● 事業実施に適切な全体スケジュールが示されているか。 ● 事業実施に必要な人員が確保され、適切で柔軟な対応ができる体制が整っているか。	5	× 1	5
⑤経費		● 提案内容に対し、適切な経費見積りとなっているか。	5	× 1	5

3 契約候補者の選定

- (1)各審査員の評価点数の合計を算出し、評価点数の平均が60点以上で、1位とした審査員の数が最も多い1者を契約候補者として選定します。
- (2)1位とした審査員の数が同数の者が2者以上あるときは、評価点数の合計が最も高い者を契約候補者とします。評価点数の合計が同点の場合は、審査員の協議により優劣を決定します。

4 審査結果

全ての応募者に対して令和6年3月28日(木)(予定)にメール及び文書にて通知します。

5 契約の締結

選定した契約候補者と協会とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。(香川県会計規則第149条を準用して、契約保証金の納付を求める場合があります。)仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約候補者と協会との協議により最終的に決定します。なお、選定した契約候補者と協会との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

6 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定めます。

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。ただし、受託者が、再委託しようとする業者の名前、業務の範囲、契約金額、理由、その他協会が必要とする事項を協会に書面で申請し、協会の書面による承認を得たときは、この限りではありません。
- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期してください。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

Ⅲ 様式等

- 1 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務に係る企画競争参加申込書(様式1)
- 2 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務に係る企画競争辞退書(様式2)
- 3 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務に係る企画競争質問書(様式3)
- 4 令和6年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務に係る地方自治体などからの受注及び実施実績書(様式4)